

## 【アメリカ】21世紀の貿易に関する米国・台湾イニシアチブ実施法の制定

経済・貿易関係強化を図る「21世紀の貿易に関する米国・台湾イニシアチブ」(2022年6月1日発足)に基づく最初の協定への署名が2023年6月1日、米国在台湾協会及び駐米台北経済文化代表処代表者により行われた。これに対し米国では連邦議会(以下「議会」)が、議会の外国との通商権限(合衆国憲法第1条第8節)に基づき議会の承認を要するとして、超党派の賛成で「21世紀の貿易に関する米国・台湾イニシアチブ実施法案」を可決、8月7日、バイデン(Joe Biden)大統領が署名して成立した(P.L. 118-13)。議会承認不要との立場をとる同大統領は署名に当たり声明を出し、同法の規定(第7条)が大統領の外交交渉権限(合衆国憲法第2条第2節等)を侵害する場合、当該規定を拘束力のないものとして扱うと述べている。

同法の主な内容は以下のとおりである。議会は6月1日の協定を承認する(第5条)。同協定は協定遵守に必要な措置を台湾が講じたことと認定する文書を大統領が議会に提出してから30日以降に発効可能となる(第6条)。一方、「イニシアチブ」に基づき今後締結される協定については、第7条において、①交渉中の協定文書の上院財政委員会と下院歳入委員会への提出(米国起草文書は台湾と共有前、台湾起草文書は受領後3日以内に提出等(第(b)項))、②①の文書に関して、上記委員会に対するブリーフィング提供、同委員会による審査のための日数確保(第(c)項)などを米国通商代表部(USTR)に義務付ける。また、今後の協定は、締結の60日前までにUSTRのウェブサイト上で協定文書が公開され、明示的に協定を承認する法律が制定されない限り発効しない(第(e)項)。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

・ <https://www.congress.gov/118/plaws/publ13/PLAW-118publ13.pdf>

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/DCPD-202300676/pdf/DCPD-202300676.pdf>

## 【アメリカ】宗教を理由とする日曜出勤拒否に関する連邦最高裁 Groff 事件判決

1964年公民権法第VII編(以下「第VII編」)は、人種、肌の色、性別、出身国と並び、宗教を理由に被用者や求職者を差別することを禁じている(42 U.S.C. 2000e-2(a)(1))。雇用主は、その事業活動に「不当な困難(undue hardship)」を課すことになる場合を除き、被用者等の宗教的儀式、宗教的实践について合理的な配慮を行わなければならない(42 U.S.C. 2000e(j))。

Groff事件の原告は福音主義キリスト教徒であり、信仰により日曜日を安息日と考えている。配達員として働いていた米国郵政公社の日曜出勤を拒んだために懲戒処分を受け、その後退職した。そして、「不当な困難」を生じることなく配慮可能であったにもかかわらず同公社がそれを行わなかったとして、第VII編に基づき連邦裁判所に訴えを起こした。

2023年6月29日、連邦最高裁はGroff事件について全裁判官一致の判決を出し、第VII編の「不当な困難」の解釈を明らかにした(Groff v. DeJoy, 143 S. Ct. 2279)。1977年のHardison事件最高裁判決(432 U. S 63)を受けて、今回の事件の下級審(郵政公社を支持)を含む下級裁判所では従来、宗教的配慮を行わなくてよい「不当な困難」について、配慮により「最低限を超える(more than a de minimis)」コストが生ずればこれに当たると解してきた。今回の最高裁判決は、Hardison事件判決をこのように解釈するのは誤りであるとして、「不当な困難」とは雇用主の事業全体から見て配慮による負担が「相当のものとなる(substantial)」ことであると解されるとした。そして、今回示した解釈による「不当な困難」の基準を具体的な状況に即して適用すべきであるとして、下級審に審議を差し戻した。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

・ [https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/22-174\\_k536.pdf](https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/22-174_k536.pdf)

### 【アメリカ】4か国に対する一時保護資格（TPS）の期間延長と再登録期間の制定

アメリカの一時保護資格（Temporary Protected Status: TPS）プログラムとは、国土安全保障長官が政情不安や自然災害が生じたとして指定した国につき、同資格の登録・再登録を申請し、許可された当該国国民を、退去強制から保護し、労働を認めるものである。エルサルバドル、ホンジュラス、ネパール、ニカラグアの4か国については、TPSの指定が繰り返し延長されてきたが、トランプ大統領（Donald J. Trump. 当時）が2017年及び2018年に指定を終了させた。この撤回を求める訴訟に対する2018年10月3日の連邦地裁判決（Ramos v. Nielsen, 336 F. Supp. 3d 1075）の暫定的差止命令（当該訴訟の係属中はTPSの有効性を継続するとの内容）に従うため、2022年11月10日、同長官は、TPS関連書類の有効期限を2024年6月30日まで延長した（87 Fed Reg 68717）。ただし、この期限後にもTPSを確実に維持するために、2023年6月13日、同長官は、トランプ大統領の指定終了を撤回し（2023年6月9日施行）、次のように指定期間等を延長する連邦最終規則を公表した（88 Fed Reg 40282 ほか）。この規則により、エルサルバドルの指定期間が2023年9月10日から2025年3月9日まで（再登録期間は2023年7月12日から同年9月10日まで）、ホンジュラスの指定期間が2024年1月6日から2025年7月5日まで（再登録期間は2023年11月6日から2024年1月5日まで）、ネパールの指定期間が2023年12月25日から2025年6月24日まで（再登録期間は2023年10月24日から同年12月23日まで）、ニカラグアの指定期間が2024年1月6日から2025年7月5日まで（再登録期間は2023年11月6日から2024年1月5日まで）となる（始期の違いは従来の指定期間の違いによる）。今回の規則は、再登録申請のみを対象としている。 海外立法情報課・中川 かおり  
 ・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-06-21/pdf/2023-13018.pdf>

### 【アメリカ】コックピット扉の客室側に第2扉の設置等を義務付ける連邦規則の改正

2001年9月11日の同時多発テロ事件を受け、2002年1月15日、連邦航空局（FAA）は、コックピット（flightdeck. 操縦室）への不正侵入や小型火器の使用に対処するために、コックピット扉を強化する連邦規則を定めた（67 Fed Reg 2118. 連邦規則集（CFR）第14編第25.795条新設。）。さらに、2018年FAA再授權法（PL115-254）第336条の規定は、コックピット扉の客室側に、コックピット扉が開くと連動して閉じてロックされる第2扉（installed physical secondary barrier : IPSB）の設置を義務付ける連邦規則の制定をFAA長官に求めた。これを受けて、2023年6月14日、FAAは、全ての新たに製造される商業用旅客機（CFR第14編第121部の規定に基づき運航される国内定期便、国際定期便及び旅客チャーター便に利用される旅客機）に対し、次の要件を満たす第2扉の設置を義務付けるよう上記連邦規則を改正し（88 Fed Reg 41295. CFR第14編第25.795条a項(4)号追加。）、同年8月25日に施行した。主な内容は次のとおりである。①第2扉の最重要箇所（most critical locations）において客室方向に向けて250ポンド（1,113ニュートン、約113.4キロ）の静荷重（一度加わった荷重がそのまま変わらない状態をいう。）に耐えること、②①と同じ箇所でもコックピット方向に向けて600ポンド（2,669ニュートン、約272.1キロ）の静荷重に耐えること、③コックピットに近づくことに、乗務員によるコックピット扉の開閉に必要な時間であって、かつ5秒以上の時間がかかるようにすること、④侵入者のコックピット扉への到達等を阻止すること、⑤乗務員が必要な活動を行うことができるようにすること、⑥コックピット扉と客室との間の見通しを確保すること。この義務付けは、最終規則の施行日から2年後に発効する。 海外立法情報課・中川 かおり  
 ・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-06-26/pdf/2023-13071.pdf>

## 【EU】弾薬の生産能力強化に対する財政支援規則

ロシアとの戦時下にあるウクライナからの弾薬供給要請を受けて、EU 域内の弾薬の生産能力を強化するための財政支援規則（Regulation(EU)2023/1525. 全 5 章 24 か条）が 2023 年 7 月 20 日に制定され、同月 25 日に施行された。ウクライナの 1 か月の弾薬消費量は、EU の年間最大生産量（約 23 万発）に相当し、従来の受注生産方式では十分な供給が行えない状態にあった。EU 条約第 41 条第 2 項は、軍事・防衛関連の支出への EU 予算の使用を禁止しているが、今回の規則の根拠規定は、EU 運営条約第 173 条第 3 項（欧州産業の競争力支援）及び第 114 条（域内市場における、人・モノ・サービス・資本の自由移動の確保を目的とした加盟国法の平準化）である。主な規定は次のとおりである。財政支援の目的は、加盟国及びウクライナの弾薬・ミサイルの在庫を迅速に補充するために必要な産業強化を通じて EU 域内の生産能力を増強し、供給を支援することである（第 4 条）。支援額は 5 億ユーロ（1 ユーロは約 157 円）、支援期間は 2023 年 7 月 25 日から 2025 年 6 月 30 日までとする（第 5 条）。当該支援は、EU の他の支援プログラムと併用可能である（第 6 条）。企業からの申請を受け、欧州委員会が生産能力の向上、生産上のボトルネックの解消等の評価基準に基づいて許可した場合に（第 11 条）、弾薬・ミサイルの生産能力に関連する措置にかかる適正な費用の最大 35%を当該企業に支援する（第 9 条）。ウクライナに移転する目的で弾薬・ミサイルを調達する場合等はさらに 10%を追加支援する（同条）。なお、EU が防衛産業に対して研究開発にとどまらない支援を行うために資金を投入するのは、同規則が初めてとなる。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2023/1525/oj>

## 【EU】デジタルユーロを創設する規則案の公表

日本を含む世界各国で中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currency: CBDC）導入の検討が進む中、2023 年 6 月 28 日、欧州委員会は、EU の CBDC であるデジタルユーロを法定通貨として発行するための枠組みを定める規則案（COM(2023) 369 final. 全 10 章 42 か条及び附則 5 部）を公表した。主な規定は次のとおりである。デジタルユーロをデジタル形式の単一通貨とする（第 3 条）。欧州中央銀行が排他的にデジタルユーロの発行許可権限を持ち、欧州中央銀行及び国立中央銀行がデジタルユーロを発行することができる（第 4 条）。デジタルユーロは、法定通貨としての地位を有し（第 7 条）、紙幣・硬貨のユーロと等価で交換できるものとする（第 12 条）。自然人及び法人によるデジタルユーロの利用並びに金融システムの安定性の確保等を目的として、デジタルユーロの価値貯蔵手段（価値を蓄えておく機能）としての利用は制限される場合がある（第 15 条）。そのために欧州中央銀行は、デジタルユーロの価値貯蔵手段としての利用を制限する措置を採る義務を負う（第 16 条）。ユーロ圏外へのデジタルユーロの流通に関して、ユーロ圏外の加盟国（デンマーク、チェコ等 7 か国）に対しては、欧州中央銀行及び国立中央銀行が認めた場合に限り（第 18 条）、第三国に対しては EU 及び当該第三国が合意した場合に限り（第 19 条）、流通させることができる。デジタルユーロは、オンラインでもオフラインでも使用することができるものとする（第 23 条）。欧州委員会は、欧州中央銀行の意見を考慮の上、この規則の適用に関して、最初のデジタルユーロ発行後 1 年以内及び以降 3 年ごとに欧州議会及び EU 理事会に対して報告する義務を負う（第 40 条、第 41 条）。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52023PC0369>

## 【EU】炭素国境調整メカニズム規則の制定

EU 域内の事業者が特定の製品を域外から輸入する際に、EU 排出量取引制度 (EU ETS) に基づいて域内で製造した製品に課される炭素価格に相当する価格の支払を当該事業者が義務付ける、炭素国境調整メカニズム (Carbon Border Adjustment Mechanism: CBAM) 規則 (Regulation(EU) 2023/956, 全 11 章 36 条及び付属書 6 部) が、2023 年 5 月 10 日に制定され、同月 17 日に施行された。同規則は、温室効果ガス削減政策パッケージ「Fit for 55」(本誌 No.289-2, 2021.11, pp.22-23 参照。)において、新規立法提案の 1 つとして挙げられていた。CBAM は、EU ETS を補完するものであり、域内の事業者が温室効果ガス排出規制がより緩やかな国へ生産拠点を移転するなどして産業が流出することと、それにより地球全体での排出量削減の努力が損なわれることの防止を目的とする (第 1 条)。適用対象は、鉄鋼、アルミニウム、肥料 (アンモニアを含む。)、セメント、電力、水素である (付属書 1)。加盟国の管轄当局から認可を受けた事業者のみが、「CBAM 申告者 (declarant)」として、EU 域内に製品を輸入する権限を持つ (第 4 条、第 5 条、第 17 条)。CBAM 申告者は、欧州委員会が作成・管理する登録簿に加盟国の管轄当局によって登録される (第 14 条)。CBAM 申告者は、輸入製品 1 トン当たりの「内在的な排出量 (embedded emission, 当該製品の生産プロセスから生じる排出量及び生産プロセスで消費される電力の発電に伴う排出量)」に応じて CBAM 証書 (欧州委員会が作成・管理する共通プラットフォーム上で各加盟国が販売 (第 20 条)) を購入し、登録簿上で当該証書を欧州委員会に引き渡さ (surrender) なければならない (第 22 条)。同規則は、2026 年 1 月 1 日から適用開始される (第 36 条)。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2023/956/oj>

## 【イギリス】オーストラリア及びニュージーランドとの自由貿易協定実施に係る法律の制定

2023 年 3 月 23 日、2023 年貿易 (オーストラリア及びニュージーランド) 法 (Trade (Australia and New Zealand) Act 2023 c.9.) (以下「2023 年法」) が制定された。同法は、全 4 条附則 2 編から成り、制定と同時に施行された。イギリスは、2021 年 12 月 16 日にオーストラリアとの自由貿易協定 (以下「FTA」) について、2022 年 2 月 28 日にニュージーランドとの FTA について署名しており、両協定は 2023 年 5 月 31 日に発効した。当該協定は、イギリスにとって 50 年以上ぶりとなる「ゼロからの」FTA であり、2023 年法は、当該協定を実施するために必要な措置を定めるものである。

FTA の発効に先立ち、FTA 締約国は、発効時に FTA に違反することを避けるため、FTA が国内で実施されるようにしなければならない。つまり、FTA 締約国は、国内法の枠組みが FTA に由来する義務と整合的であることを確保しなければならない。イギリスは、EU 加盟時において、こうした責務を 1972 年欧州共同体法 (European Communities Act 1972 c.68.) 第 2 条第 2 項を用いて履行していた。しかし、EU 離脱に伴い、同法は廃止された。そこで、2023 年法は、適切な当局が、①FTA の政府調達に関する章を実施する目的及び②FTA の政府調達に関する章に由来する又は関係する事項に関わるその他の変更を行う目的で、規則を制定する権限を認めている (第 1 条)。ここでいう「適切な当局」とは、イギリス (連合王国)、スコットランド及びウェールズの諸大臣並びに北アイルランド省を指している (第 3 条)。

海外立法情報課・芦田 淳

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/9/contents/>

・ [https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/9/pdfs/ukpgaen\\_20230009\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/9/pdfs/ukpgaen_20230009_en.pdf)

### 【ドイツ】民営住宅の収用を認めるベルリン市の専門家委員会の報告書

2021年9月26日に実施されたベルリン市の住民投票において、大手不動産会社が所有する住宅の公営化（以下「収用」という。）に賛成する意見が多数を占めた（ただし、結果に法的拘束力はない。）。この投票結果を受け、その実施可能性を法的側面から検討する専門家委員会が設置された（本誌 No.292-1, 2022.7, p.36 参照）。ドイブラー＝グメリン（Herta Däubler-Gmelin）元連邦司法大臣を長とする同委員会は、2023年6月28日、報告書を提出し、収用は、その目的とその達成に必要とされる基本権の制限の関係において比例的であり、基本法（憲法）上、許容され得るとする結論を示した。

2023年2月12日の市議会の再選挙の結果（本誌 No.294-1, 2023.1, p.31 参照）を受けて発足したキリスト教民主同盟及び社会民主党の連立市政府（Senat von Berlin）は、連立協定に従い、現在、社会的な基盤に関わる企業の公営化（社会化（Vergesellschaftung））の基準及び補償の原則について定める「社会化枠組法」の制定の準備を進めている。この法律案の内容は、現在のところ、明らかになっていないが、連立協定によれば、公布から2年後に施行されるとされているため、当面、住民投票に従った収用の手続が開始されることはないと思われる。なお、ヴェーグナー（Kai Wegner）市長は、安価な住宅供給の重要性を認めつつも、収用には否定的な立場をとっている。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ [https://www.berlin.de/kommission-vergesellschaftung/\\_assets/abschlussbericht\\_vergesellschaftung-grosser-wohnungsunternehmen-230627.pdf?ts=1687954190](https://www.berlin.de/kommission-vergesellschaftung/_assets/abschlussbericht_vergesellschaftung-grosser-wohnungsunternehmen-230627.pdf?ts=1687954190)

・ <https://www.berlin.de/aktuelles/8416794-958090-senat-bereitet-arbeit-an-vergesellschaft.html>

### 【ポルトガル】安楽死の合法化

2023年5月12日、ポルトガル議会は、「医学的にほう助された死」（以下「安楽死」という。）を刑事罰の対象外とする法律を可決した。同法は、同月25日に公布され、関連する命令（第31条）の制定（公布後90日以内に制定する。）から30日後に施行される（第32条）。

この法律により、安楽死が、「成人本人の実際の、かつ、反復された意思であって、自由で、かつ、説明を受けた上で示された、信頼し得る意思に基づく決定の結果生じたものである場合」には、処罰されないことが規定された（第3条第1項）。安楽死は、「極めて重い傷害」又は「治療不能の深刻な疾病」の場合に、「医学的にほう助された自殺」又は「（医師又は保健専門家による薬品を用いた）安死術」により実施することができる（第2条c号並びに第3条第3項及び第4項）。医師又は保健専門家による「安死術」は、「医学的にほう助された自殺」が本人の身体的無能力のために実行不可能な場合にのみ、安楽死の手段として実施することができる（第3条第5項）。第4条以下に、患者の申出、医師の確認、「安楽死臨床手続確認・評価委員会（Comissão de Verificação e Avaliação dos Procedimentos Clínicos de Morte Medicamente Assistida）」（各職業団体が選出する法律家、医師、看護師及び生命倫理の専門家5人により構成され、議会がその活動費用を保証する（第25条。）。）の意見書の提出等の手続が定められている。

安楽死に関する法律案は、過去にも何度か議会で可決されたが、レベロ・デ・ソウザ（Marcelo Rebelo de Sousa）大統領による拒否権の発動や憲法裁判所の違憲判決などにより成立に至らなかった。今回の法律についても、大統領は拒否権を行使したが、総議員の過半数による再議決（憲法第136条第2項）により覆され、法律が成立した。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://files.dre.pt/1s/2023/05/10100/0001000020.pdf>

## 【ロシア】第二次世界大戦終結日を対日戦勝記念日に改称する法律

日本が連合国との降伏文書に署名し、第二次世界大戦が終結した 1945 年 9 月 2 日、ソ連では最高議会幹部会命令により、9 月 3 日を「対日戦勝記念日」に指定し、祝日とした（終戦の翌日である 3 日が指定された理由は諸説あり。）。ソ連崩壊後、同命令はロシア連邦に継承されなかったが、極東地域では対日戦勝を祝う行事が実施されてきた。また、サハリン州議会は 9 月 3 日を対日戦勝記念日とする法案を連邦議会に度々提出してきたが、成立することはなかった。なお、ロシアでは、連邦構成主体の議会にも連邦議会での立法発議権がある。

2010 年 7 月 27 日、「ロシアの軍事栄光日及び記念日に関する連邦法律」（以下「軍事栄光日法」）が改正され、9 月 2 日が「第二次世界大戦終結の日」とされた（本誌 No.246-1, 2011.1, p.34 参照）。2020 年 4 月 24 日、軍事栄光日法がさらに改正され、「第二次世界大戦終結の日」は 9 月 3 日に移動された。

2023 年 6 月 24 日、連邦法律第 280 号「ロシアの軍事栄光日及び記念日に関する連邦法律」第 1 条を改正する連邦法律が制定され、同日施行された。これにより、9 月 3 日は「軍国主義日本に対する勝利及び第二次世界大戦終結の日」に改められた（第 1 条）。同法の制定は、日本のロシアに対する非友好的政策への対抗措置であると法案注解の中で説明されている。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

- <https://www.rg.ru/documents/2010/07/26/prazdniki-dok.html>
- <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202004240031>
- <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202306240018>

## 【ロシア】性転換を禁止する法律

2023 年 7 月 24 日、連邦法律第 386 号「個別のロシア連邦法令の改正に関する連邦法律」（以下「性転換禁止法」）が制定され、同日施行された。性転換禁止法の提案者は、ヴァチェスラフ・ヴォロジン（Вячеслав Володин）下院議長を筆頭とする全会派の下院議員約 400 名（全体の約 90%）である。ヴォロジン下院議長は、性転換禁止法の意義を「新たな偽物の価値観を喧（けん）伝している」米国の「悪魔的政策」からロシアを守るためだと説明している。

同法の概要は次のとおり。①第 1 次及び第 2 次性徴の形成を含む自認する性への性転換（смена пола）のために、医薬品の使用を含む医療介入の実施を禁止する。ただし、小児の生殖器官の形成異常を含む先天性異常等の治療のため、医師委員会（医師が参加し医療機関に置かれる機関）が認める場合は例外とする（「国民健康保護基本法」第 45-1 条を改正）。②離婚事由として「夫婦のうち一人の性別変更による身分関係登録簿の変更」を追加する（「家族法典」第 16 条を改正）。また性別を変更した者が、養子縁組及び行為無能力者の保佐人・後見人になることを禁止する（同法典第 127 条及び第 146 条を改正）。ただし、性転換禁止法の規定は、同法施行前に性転換手術を行い、医師委員会が認めた者には適用されない。なお、2017 年 10 月 23 日ロシア連邦保健省命令第 850н 号「医療機関による性別変更に関する書類の形式及び提出規則に関する命令」（2018 年 1 月 19 日、法務省により承認）は、精神科医を始めとした専門家の診察等の条件付きで、身分関係書類上の性別変更（изменение пола）を認めており、2022 年には 936 人が同書類上の性別を変更した。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

- <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001201801220016>
- <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202307240059>

**【韓国】食品表示、医療機器記載事項の点字等表記に関する法改正**

2023年6月、食品の原材料等の表示及び医療機器の使用方法等に係る記載事項を、点字等で表記することが、①「食品等の表示・広告に関する法律」一部改正（法律第19472号、2023年6月13日公布、2023年12月14日施行）及び②「医療機器法」一部改正（法律第19457号、2023年6月13日公布、2024年6月14日施行）で規定された。食品表示、医療機器記載事項について、障害者等のための点字等での記載は、それぞれに関する食品医薬品安全処の告示でこれまで規定されていたが、食品や医療機器に関する情報へのアクセスの保障及び安全な食品摂取・医療機器使用のため、法律に規定する改正案が提出されており、今回の改正により、法律に引き上げて規定した。それぞれの法律の改正の内容は、次のとおりである。

①食品等の表示・広告に関する法律：食品等を製造・加工・小分け又は輸入する者は、食品等に、視覚障害者が使用できる点字及び音声・手話映像変換用コードの表示を行うことができる。食品医薬品安全処長は、これに関してガイドラインを整備しなければならないが、必要な場合には、表示に関する行政的支援を行うことができる（第4条の2）。②医療機器法：食品医薬品安全処長は、医療機器製造業者及び輸入業者に対し、医療機器記載事項の一部を点字及び音声・手話映像変換用コード等を使用して併記する行為、及び医療機器に、使用情報を音声案内等の電子的方法で伝える機能を追加し、又はそのためのソフトウェア等を医療機器とともに提供する行為を推奨することができるが、この措置を行おうとする医療機器製造業者及び輸入業者に対し行政的・技術的支援を行うことができる（第23条の2）。 **海外立法情報課・中村 穂佳**

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=251773#0000>

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=251747#0000>

**【中国】領事保護及び援護条例の制定**

中国から国外への年間出国者・進出企業数は2011年から2019年までの間に倍増し、それに伴い、海外で中国領事館に保護を求める件数も急増している。2022年の中国共産党第20回党大会の報告では、海外における安全の確保、公民（国民）や法人の合法的利益の保護、対外関係立法の整備をそれぞれ強化する方針が示された。海外における国の利益の保全、公民及び法人・非法人組織の権益保護等のため、國務院の行政法規として「中華人民共和国領事保護及び援護条例」が2023年7月9日に公布、同年9月1日に施行された（國務院令第763号）。

本条例は全27か条から成る。本条例にいう領事保護・援護とは、国外の中国公民、法人・非法人組織の正当な権益が侵害され、又は援助が必要な時に、駐外外交機構（在外公館）がその正当な権益を守り、援護を提供する行為であり（第3条）、その業務においては、中国共産党の指導を堅持する（第2条）。外交部（部は日本の省に相当）は、関連業務を統括し、保護や援護の要請を受け付ける公開ホットラインを設置し、駐外外交機構は、関係する問合せ等を受け付ける（第4条、第5条）。駐外外交機構は、担当区域の関係業務を遂行し、特殊な場合には、駐在国や第三国の了承の下、担当区域外や第三国での職務遂行ができる（第7条）。そのほか、公民、法人等が犯罪の容疑を受けた場合（第9条）、公民、法人等に関係する裁判が行われる場合（第10条）、公民が保護のない状態にあることが判明した場合（第11条）、公民の生活が困窮した場合（第12条）、公民が行方不明になった場合（第13条）、公民が死傷した場合（第14条）、戦争、災害、テロ等の重大事件が発生した場合（第15条）等について、外交部や駐外外交機構等の義務を規定する。 **海外立法情報課・湯野 基生**

・ [https://www.gov.cn/zhengce/content/202307/content\\_6891760.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202307/content_6891760.htm)

**【中国】全国生態の日の制定**

環境に優しい社会を意味する「生態文明」は、習近平政権が発足した 2012 年以降、政治、経済等と並ぶ国家建設の 5 大項目（中国語は「五位一体」）の一つに位置付けられ、2018 年に改正された憲法の序文にも新たに書き加えられた。また、生態文明に関する政策方針は、習近平国家主席の指導思想の一部と位置付けられ、「習近平生態文明思想」と呼ばれている。

2023 年 6 月 28 日の全国人民代表大会常務委員会会議において、習近平生態文明思想を更に学び貫徹し、生態文明に係る社会の意識を高め、生態環境保護に係る全国民の自覚を促すため、毎年 8 月 15 日を「全国生態の日」とし、国が各種の宣伝教育活動を行うとする決定が可決・公布された。同日が指定されたのは、習近平国家主席が浙江省党書記在任時の 2005 年 8 月 15 日、「緑の山河こそ金山銀山」と発言し、後にそれが習近平生態文明思想を象徴するフレーズとなったことにちなむ。

2023 年 8 月 15 日、浙江省をメイン会場とした政府の記念行事が開かれ、丁薛祥國務院副総理（中国共産党中央政治局常務委員）等が出席したほか、各地で生態環境保護の重要性を宣伝教育する活動が実施された。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4OGQ3NDQ1YzAxODkwMmM1OWFjNDA5YTk%3D>

**【オーストラリア】電気通信法の改正**

2023 年 4 月 11 日、1997 年電気通信法を改正し、緊急通報（豪州では「000」）を受け警察、消防、救急車等が行う人命救助等に対し、電気通信事業者等が行う支援を促進するための法律（2023 年電気通信法改正（情報開示、国益及びその他の措置）法）が成立した（施行日は、2023 年 4 月 12 日、同年 10 月 11 日ほか）。

豪州の電気通信事業者は、管理する電話番号及びその顧客情報（氏名、住所等）を「統合電話番号データベース（IPND）」に提供する義務がある。IPND には、利用者が公開に同意した番号・住所等と非公開を希望した番号・住所等（以下「非公開情報」）の両方が含まれる。現在使用されている電話番号 7200 万件のうち公開は 5%で、携帯電話番号は基本的に非公開である。

緊急通報があった場合、IPND はその対応に使用される。しかし、非公開情報の場合、IPND の管理者（Telstra、豪の電気通信事業者）は、当該情報を警察等に開示することはできず、緊急通報者が通話困難な場合等に救助等の障害となっていた。そのため改正法では、緊急通報時に、利用者情報の開示等について当該利用者の同意を得ることが不合理又は不可能な場合には、非公開情報の開示等ができることとした（第 285 条第 1B 項追加）。

また、緊急通報以外でも、「人命又は健康への脅威」がある場合、例外的に非公開情報の開示等が認められる（第 287 条、第 300 条）。要件として従来、当該開示等に、人命又は健康に対する深刻かつ急迫した脅威の防止又は軽減ための合理的必要性が求められた。しかし、急迫性の立証の困難さが、行方不明者の捜索に資する携帯電話の位置情報の開示請求の障壁になっていたことから、改正法では「急迫」の要件が削除された。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2023A00017>



### 【オーストラリア】養育費に関する法律の改正

2023年6月23日、子の養育費の徴収を強化するための法律（Social Services Legislation Amendment (Child Support Measures) Act 2023, No.27, 2023. 全3か条及び附則1部）が制定され、一部を除き同年7月1日に施行された。附則により、1988年養育費（登録及び徴収）法（以下「徴収法」）及び1989年養育費（査定）法の改正を行う。

豪州では、両親の離別に際し、養育費支払義務が消滅するまでの養育費の支払額の取決めを行い、親が養育費登録官（養育費政策等を担う連邦政府機関 Services Australia の上級幹部職員。以下「登録官」）に申請することにより、当該取決めは養育費登録簿に登録され、法的強制力を持つ。養育費の徴収は、当事者間で行う私的徴収と、登録官による徴収（養育費支払者の給与等からの天引き）を選択できる。2022年6月時点で、後者は、養育費支払者約24万人から、総額16億豪ドル（約1521億円）が未払とされる。

今回、子の権利である養育費を確実に徴収するため、次の改正がなされた。①徴収法第45条第4項を追加し、子が18歳に達し養育費支払義務が消滅した場合でも、過去の養育費未払分を給与等から天引きすることが可能となった。②養育費支払者が合理的理由なく継続的に支払を怠った場合、登録官は、出国禁止命令を発することができるが（徴収法第72D条）、登録官が適切と認める担保（債券、預金等）を養育費支払者が提供すれば、登録官は出国許可証を発行しなければならなかった。そこで同法第72L条第3項を改正し、登録官に裁量権（拒否権）を与え、担保を提供し、かつ同法第72I条の出国禁止命令取消事由に該当すると登録官が認めた場合に出国許可証の発行を義務付けることとした。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2023A00027>

### 【マレーシア】警察官の違法行為を監視する独立委員会の設置

警察に勾留中の死亡事例等、多発する被疑者に対する人権侵害を受け、2022年10月8日、全7章47か条から成る警察行為独立委員会法（Independent Police Conduct Commission Act 2022: Act 839）が制定された（同月18日公布、2023年7月1日施行）。この法律は、警察官の違法行為について、人権侵害を受けた被疑者等からの苦情を受け付け、調査を行う監視機関として、警察行為独立委員会（IPCC）を設立するものである。

IPCCには、（警察官の違法行為に対するあらゆる苦情申立てを審理するため）苦情申立委員会（Complaint Committee: CC）が設立される（第23条）。IPCCの担当官は、苦情調査終了時にその結果をCCに提出しなければならない。CCはIPCCの担当官による調査結果を検討した上で、IPCCに勧告等を行うことができる（第29条）。CCが提示した勧告等に異議のある場合、IPCCは、更なる調査を行うためのタスクフォースを立ち上げることができる（第30条）。また、IPCCは、苦情申立てを受けていない場合であっても、公益のために警察官の違法行為に関する調査を開始することができる（第32条）。警察は、被疑者の勾留中に発生した警察官による性犯罪、傷害、死亡事件等について、可能な限り速やかにIPCCに付託しなければならない（第26条）。罰則として、①証拠提出者（人権侵害を受けた当事者ではない者も含む。）を脅迫し、侮辱し、又は傷害を負わせた者は、1万マレーシア・リングgit（1マレーシア・リングgitは約30.7円）以下の罰金若しくは2年以下の拘禁刑、又はそれらの併科（第33条第2項）、②IPCCへの虚偽情報の提供を行った者は、5年以下の拘禁刑若しくは2万マレーシア・リングgit以下の罰金、又はこれらの併科（第34条）に処される。

海外立法情報課・日野 智豪

・ [https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1745930\\_BI/ACT%20839.pdf](https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1745930_BI/ACT%20839.pdf)